

島田市国土強靱化地域計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 島田市は、「強くしなやかな市民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」及び「静岡県国土強靱化地域計画」に基づき、本市における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画として、「島田市国土強靱化地域計画（以下、「市地域計画」という。）」を策定するために、島田市国土強靱化地域計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本市における国土強靱化の基本的な方針に関すること。
- (2) 市地域計画の策定又は変更に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める重要事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長とし、副委員長は、教育長及び理事とする。
- 3 委員は、理事、市長部局の部長、病院事務部長及び教育部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員（副委員長を含む。以下次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の意見の調整を経て、委員長が決定する。

(幹事会)

第6条 委員会の補助組織として、幹事会を置く。

2 幹事会の構成は、委員長が定める。

(関係者の出席)

第7条 委員会及び幹事会は、必要があるときは、会議に学識経験者、職員その他の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。